

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1) 運営規定

1. 事業者及び事業所の概要

事業者名・法人種別	医療法人社団 宗正会
代表者名	理事長 秦 裕文
所在地	福岡県福津市津丸 1164-3
電話番号・FAX番号	(TEL) 0940-43-1311 (FAX) 0940-43-0773

事業所名	ケアプランサービス東福岡
所在地	福岡県福津市津丸 1164-3
介護保険事業所番号	4074500077号
電話番号	0940-72-5578
FAX番号	0940-35-8575
実施地域（居住地）	福津市・宗像市（島を除く）・古賀市・その他

2. 事業の目的と基本理念

利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで、解決すべき課題や問題点を明らかにし、利用者の意思を踏まえて、速やかに必要な援助を行い、人生を生涯に渡ってサポートしていく事を目的とする。

《 基本理念 》

「つなぐ・ささえる・まもる」をモットーに、その人らしい生活に近づけるよう、利用者と共に、自立への支援を目指します。

3. 職員体制

*主任介護支援専門員

区分	常勤	業務内容
管理者	1（介護支援専門員と兼務）*	管理に関する業務
介護支援専門員	3人以上（常勤・専従）*	介護支援に関する業務

- ・その他 事務職員が1名
- ・担当件数 常勤介護支援専門員1名について44件
- ・主任介護支援専門員1人に対し1~2名は常時、地域包括支援センターからの支援困難ケースを受け入れる体制を確保しています。

4. 勤務体制

営業日時	月曜日～金曜日	8:30～17:00
	土曜日	8:30～12:30
休業日	日曜日、国民の祝日 8月13日～8月15日、12月30日～1月3日	

* 休日や時間外は留守番電話や携帯電話への転送及び、母体（東福岡病院）へ電話を案内し24時間連絡体制を確保しています。

2) サービス内容説明

1. 提供するサービス

(1) 居宅介護サービス計画の作成

- ・ 自宅を訪問し、利用者様や家族様よりお話を伺います。
- ・ 利用者様の心身の状態や家族様の状況に応じ、継続的かつ安定的にサービスが提供できるよう、居宅サービスの量との均衡を勘案した上で、「居宅サービス計画」（ケアプラン）を作成します。尚、居宅サービス計画の作成にあたっては、公正中立に複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を行い、サービスの選択を求めます。
- ・ 「居宅サービス計画」（ケアプラン）の内容、サービス事業者等の選定理由、利用料、保険の適用などを説明し、書類を交付の上、了解を得ます。
- ・ サービス担当者会議を開いてプランの検討をします。
- ・ 利用者様の了解を得て、主治の医師に意見等を伺います。
- ・ 月1回以上、自宅を訪問し、利用者様や家族様と面接を行います。

(2) 福祉サービス等の申請代行手続き等

- ・ 要介護認定等の申請の代行
- ・ 関連機関との連絡調整
- ・ 給付管理票の作成・提出

* 毎月、国民健康保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします

- ・ このサービスの提供に当たっては、利用者様の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ・ サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。
尚、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所を紹介し、またサービス事業者等の選定理由を説明します。不明な点がございましたら、いつでも担当職員に遠慮なく御質問下さい。

2. 担当職員及び担当職員の変更

担当制でケアマネジャーが対応します。

尚 ご利用者様はいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。

その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

当事業所は、担当の職員が退職する場合等正当な理由がある場合に限り、

担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にご利用者様の了解を得ます。

3. 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村（保険者）の窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。

居宅介護支援費Ⅰ・特定事業所加算Ⅱ

要介護 1・2	1086 単位	11316 円
要介護 3・4・5	1411 単位	14702 円

※福津市は地域区分が6級地となるため通常の居宅介護支援費等の単位数に10.42円を乗じた金額が料金となります。

ターミナルケアマネジメント加算（400単位）

当事業は以下の要件を満たし、対象になるご利用者様に対してターミナルケアマネジメント加算を算定します。

・24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。

・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施している。

・訪問により把握した利用者の心身の状態等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供している。

4. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

ケアプランサービス東福岡 お客様相談コーナー	電話番号： 0940-42-7951
	FAX番号： 0940-42-7952
	相談員： 上村 小夜子
	対応時間： 9:00 ~ 17:00

市町村担当窓口 8:30 ~ 17:00（土・日・祝日は除く）

- ・ 宗像市介護保険係 0940-36-4877
- ・ 福津市高齢者サービス課介護保険係 0940-43-8191
- ・ 古賀市介護保険課 092-942-1156

5. 緊急時の対応

当事業所のサービス提供中に、利用者の状態が急変した場合、その他必要な場合は、以下のように対応いたします。

- ・利用者の主治医または、事業者の協力医療機関へ連絡を行い、
医師の指示に従います。
- ・利用者の緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
利用者の 緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

6. 情報の開示・秘密の保持

サービス担当者会議等において、より良いサービスの提供ができるよう、ご利用者様又はご家族の同意のもと個人情報を用いることがあります。知り得た情報の保護に努めその個人情報を漏らすことは致しません。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する委員会・責任者の選定を行います。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画）を定期的に行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (4) 虐待発生時は迅速かつ適切な対応、また相談、「報告ができる体制を整え情報共有を徹底し利用者の安全確保を徹底いたします。
- (5) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整備するほか従業者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。